

可搬式速度違反自動取締装置管理運用要領の制定について

平成29年5月26日
大通達甲（交指）第2号
交通部長から交通部各課
・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、可搬式速度違反自動取締装置の管理及び運用について、必要な事項を定めたものである。